第四十五条　削除

（収入金の受領委託）

第四十八条　［略］

［条を削る。］

（払戻し及び戻入れ）

第五十五条　事業年度内の受入に係るもので過誤納となつたものの払戻金は、当該事業年度の受入勘定科目から払い出し、事業年度内の支払に係るもので過誤払となつたものの戻入金は、当該事業年度の払出勘定科目に戻し入れるものとする。

（支払の方法）

第四十五条　出納主任は、支払をしようとする場合には、支払を受ける者を受取人とする小切手を振り出して交付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、小切手による支払に代え、現金をもつて支払をすることができる。

一　出納主任の属する本部、支部又は単位所属所の所在地に当座取引を有する取引金融機関がないとき。

二　組合員以外の者に対し支払をしようとする場合において、受取人が小切手による受領を拒んだとき。

三　常用の雑費の支払で一件の取引金額が五万円を超えないとき。

四　旅費の支払をするとき。

五　組合に使用されている者に対して給与の支払をするとき。

六　短期経理において、法第五十条、第五十一条及び附則第八条の規定に基づく給付の支払をするとき。

七　保健経理、医療経理、宿泊経理又は物資経理において、日常消費する物件を購入するとき。

八　保健経理において、厚生費の支払をするとき。

九　貯金経理において、組合員に貯金の払戻しをするとき。

十　貸付経理において、組合の代表者が財務大臣と協議して定める額以下の貸付金の支払をするとき。

十一　掛金等を還付するとき。

十二　前各号に掲げる場合を除くほか、組合の代表者が財務大臣の承認を受けたとき。

2　出納主任は、前項ただし書の規定により現金をもつて支払をするため預金の払戻しを受けようとするときは、同項第一号に掲げる場合を除き、自己を受取人とする小切手を振り出すものとする。

（収入金の受領委託）

第四十七条の二　［同上］

（隔地払等）

第四十八条　出納主任は、次の各号のいずれかに該当するときは、第四十五条の規定にかかわらず、必要な資金を取引金融機関に交付して又は預金口座からの必要な資金の払出しを当該預金口座を設けている取引金融機関に行わせて、当該必要な資金を交付した取引金融機関又は当該必要な資金の払出しを行わせた取引金融機関に支払をさせることができる。

一　隔地者に対して支払をする場合

二　前号に掲げる場合を除き、預金への振込み又は口座振替の方法により支払をする場合

2　出納主任は、前項の規定により必要な資金を取引金融機関に交付した場合又は預金口座からの必要な資金の払出しを取引金融機関に行わせた場合には、その旨を支払を受ける者に通知しなければならない。ただし、口座振替の方法によつて行つた場合は、この限りでない。

3　第一項の規定により必要な資金を取引金融機関に交付した場合又は預金口座からの必要な資金の払出しを取引金融機関に行わせた場合には、交付手続又は払出し手続が完了した日に支払がなされたものとして当該取引を整理するものとする。

（払もどし及びもどし入）

第五十五条　事業年度内の受入に係るもので過誤納となつたものの払いもどし金は、当該事業年度の受入勘定科目から払い出し、事業年度内の支払に係るもので過誤払となつたもののもどし入金は、当該事業年度の払出勘定科目にもどし入れるものとする。